

高 知 市

新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 27 年 11 月策定

高知市

— 目 次 —

I. はじめに	1
1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2. 国及び県における取組の経緯	1
3. 高知市における取組の経緯	2
4. 市行動計画の概要	2
II. 市における対策の基本方針	3
▶ 1. 新型インフルエンザ等対策の目的	3
▶ 2. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	4
▶ 3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
▶ 4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	7
▶ 5. 対策推進のための役割分担	9
▶ 6. 発生段階	12
▶ 7. 市行動計画の主要7項目	14
(1) 実施体制	14
(2) サーベイランス・情報収集	17
(3) 情報提供・共有	18
(4) 予防・まん延防止	20
(5) 予防接種	22
(6) 医療	25
(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保	27
▶ 8. 発生段階ごとの主な対策	28
III. 各段階における対策	29
未発生期	30
1. 実施体制	30
2. サーベイランス・情報収集	31
3. 情報提供・共有	32
4. 予防・まん延防止	33
5. 予防接種	34
6. 医療	36
7. 市民生活及び市民経済の安定の確保	38
海外発生期	39
1. 実施体制	39
2. サーベイランス・情報収集	40
3. 情報提供・共有	41
4. 予防・まん延防止	42
5. 予防接種	43

6. 医療	4 4
7. 市民生活及び市民経済の安定の確保	4 6
県内未発生期・県内発生早期（国内発生早期）	4 7
1. 実施体制	4 8
2. サーベイランス・情報収集	4 8
3. 情報提供・共有	4 9
4. 予防・まん延防止	5 0
5. 予防接種	5 2
6. 医療	5 5
7. 市民生活及び市民経済の安定の確保	5 6
県内（国内）感染期	5 7
1. 実施体制	5 8
2. サーベイランス・情報収集	5 8
3. 情報提供・共有	5 9
4. 予防・まん延防止	6 0
5. 予防接種	6 1
6. 医療	6 2
7. 市民生活及び市民経済の安定の確保	6 3
小康期	6 5
1. 実施体制	6 5
2. サーベイランス・情報収集	6 5
3. 情報提供・共有	6 6
4. 予防・まん延防止	6 6
5. 予防接種	6 7
6. 医療	6 8
7. 市民生活及び市民経済の安定の確保	6 8
用語解説（文書中の★箇所を解説）	6 9

I. はじめに <高知市新型インフルエンザ等対策行動計画策定の経過>

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

- 新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきた^{*1}インフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（^{*2}パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。
- また、未知の感染症である^{*3}新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があります。
- そのため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が制定されました。

2. 国及び県における取組の経緯

- 新型インフルエンザ対策に係る対策については、特措法の制定以前の平成17年に国及び県が「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分改定がされてきました。
- 平成21年に、^{*4}新型インフルエンザ（A/H1N1）が世界的な大流行となり、国の行動計画に基づき対策を行いました。この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られました。
- この教訓等を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるため、平成24年5月に、特措法が制定されるとともに、平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」が、平成25年12月には「高知県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」が策定されました。

○政府行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりです。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「^{★6}新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第6条第9項に規定する^{★3}新感染症で、その感染力の強さから^{★6}新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの。

3. 高知市における取組の経緯

○平成17年12月、高病原性^{★7}鳥インフルエンザ対策と新型インフルエンザ対策を一体的かつ総合的に推進するため、国・県の行動計画を踏まえ「高知市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定。以後、国・県の改定に合わせて部分改定を行ってきました。

○平成27年11月、政府行動計画及び県行動計画の策定を踏まえ、特措法に基づく「高知市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」を策定しました。

4. 市行動計画の概要

○市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等^{★5}を示しており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。

○市行動計画に基づき各部局等において、マニュアル等を別に策定し、具体的な対策を講じていくものとします。

○市行動計画で対象とする感染症は、政府行動計画と同じです。（本ページ1行目～6行目参照）

○新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要がある場合は、適時適切に市行動計画の変更を行うものとします。

Ⅱ. 市における対策の基本方針

▶ 1. 新型インフルエンザ等対策の目的

市民の生活及び健康を保護し、生活等に及ぼす影響を最小限にします。

<主たる対応項目>

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保します。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

- ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らします。
- ・^{★9}事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

○新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能です。また、交通手段の発達により地球規模で大量の人が短時間に移動する時代でもあり、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられます。

○病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねません。

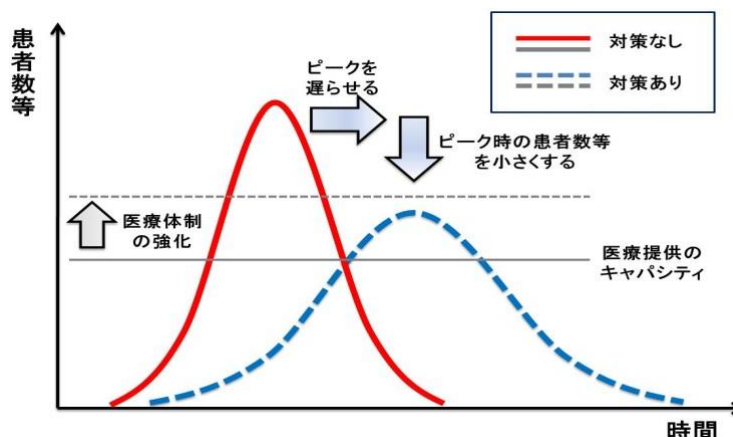
◎このため、国は、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を「主たる目的」として対策を講じていくこととしています。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護します。
- (2) 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

○新型インフルエンザ等対策は、国全体で取り組むべき重大な課題であり、市としての対応については、国や県の動きと一体となった対策を基本とし、県内の実情に合わせた行動が重要となります。

◎このため、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題として位置づけるとともに、「市民の生命及び健康を保護し、生活等に及ぼす影響を最小限にする」ことを目的とし、上記2点を「主たる対応項目」として対策を講じていきます。

<対策の効果 概念図>



▶ 2. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

○新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければなりません。過去のインフルエンザの^{★2}パンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねません。

○そこで、本市の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の県民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととします。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立します。（具体的な対策については、Ⅲ.各段階における対策において、発生段階ごとに記載します。）

○なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、^{★5}病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、市の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、県と連携し、市行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択します。

○発生前の段階では、水際対策の実施体制の構築や市民に対する啓発など、発生に備えた事前の準備を周到に行います。

○世界のいずれかの国で新型インフルエンザ等が発生した段階で、直ちに、対策実施のための体制に切り替えます。また、新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を講じます。

○県内の発生当初の段階では、患者の入院措置や^{★10}抗インフルエンザウイルス薬等によ

る治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する^{★10}抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、^{★5}病原性によっては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的として県が行う各般の対策の市民への情報提供に努めます。

○なお、国内外の発生当初などの^{★5}病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施しますが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えていきます。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行っていきます。

○県内で感染が拡大した段階では、国、県、市町村、事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要がありますが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されます。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられるので、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められます。

○事態によっては、市内の実情等に応じて、県対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行います。

○市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染拡大防止対策と、^{★10}ワクチンや^{★10}抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要です。

○特に、医療対応以外の感染拡大防止対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであるため、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが必要です。

○新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村、^{★8}指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。そのため、新型インフルエンザ等対策として、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。

○治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような^{★3}新感染症が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要となります。

▶ 3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

○本市又は指定^{*8}（地方）公共機関やその他の関係機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画・県行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す場合において、次の点に留意します。

（１）基本的人権の尊重

○本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、^{*11}臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとし、ます。

○具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

（２）危機管理としての特措法の性格

○特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、^{*6}新型インフルエンザや^{*3}新感染症が発生したとしても、^{*5}病原性の程度や、^{*10}抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、^{*9}新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意します。

（３）関係機関相互の連携協力の確保

○高知市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、高知県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）をはじめ、他の地方公共団体や関係団体等と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

（４）記録の作成・保存

○本市は、市対策本部立ち上げ以後、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表します。

▶ 4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

○^{★6}新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられますが、^{★7}鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する^{★5}病原性の高い^{★6}新型インフルエンザの場合には、高い^{★12}致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されています。

○市行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置いていますが、実際に^{★6}新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということ念頭に置いて対策を検討しました。

○^{★6}新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの^{★5}病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されます。

○また、^{★5}病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能です。

○市行動計画の策定に際して想定した患者数等については、政府行動計画及び県行動計画の推計に基づき、一つの例として次のように想定しました。

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

			全国	高知県	高知市
医療機関を受診する患者数 (外来患者数+入院患者数+ 死亡者数)			1,740万人 (1,300万人～ 2,500万人)	103,561人 (77,373人～ 148,795人)	46,544人 (34,774人～ 66,873人)
推計値の 内訳 (各項目の 推計値)	入院患 者数	中等度	53万人	3,154人	1,418人
		重度	200万人	11,903人	5,350人
	死亡者 数	中等度	17万人	1,011人	455人
		重度	64万人	3,809人	1,712人
1日当りの 最大入院患者数		中等度	10.1万人	601人	270人
		重度	39.9万人	2,374人	1,067人

○国の想定（全人口の25%が新型インフルエンザに罹患）を単純に本市の平成26年4月1日推計人口（338,806人）との比で試算しました。中等度は、アジアインフルエンザ等を参考に致死率0.53%として、重度は、スペインインフルエンザを参考に致死率2.0%として数の上限を推定しました。

○当該推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗^{★10}インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要があります。

○被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととします。

○なお、未知の感染症である^{★3}新感染症については、被害を想定することは困難ですが、^{★6}新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に、^{★3}新感染症も含めた対策を検討・実施することとなります。この場合、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要があります。

（2）新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

○新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論がありますが、以下のような影響が一つの例として想定されます。

- ・市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患します。
- ・罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤します。
- ・罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰します。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられますが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されます。

▶ 5. 対策推進のための役割分担

○新型インフルエンザ等対策を推進するに当たっては、国、県、市、関係機関及び市民が一体となった対策が必要であり、その役割については以下に示します。

(1) 国の役割

○国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。

○国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO（世界保健機構）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。

○新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。

○^{★26}指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

○国は、新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

○国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進めます。

(2) 高知県の役割

○県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、その中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主体的な判断と対応が求められます。

(3) 高知市の役割

- 本市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、国の基本的対処方針等を踏まえ、本市行動計画等に基づき、的確に対策を実施します。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。
- 新型インフルエンザ等の発生前は、健康危機管理調整会議を通じ、全庁一体となった取組を総合的に推進します。
- 各部局等では、市行動計画を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておくとともに、必要最小限の行政サービスを維持するため、^{★25}業務継続計画の策定を進めます。
- 市は、国や県が提供する新型インフルエンザ等に関する情報を市民に周知し、不安の解消及び混乱の防止を図るとともに、市民の感染予防策の徹底に努めます。
- 国が緊急事態宣言を発令した場合は、速やかに高知市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、国の基本的対処方針及び県の対応方針を踏まえつつ、一体となって対策を進めます。
- 保健所を設置する本市は、感染症法において、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、県に準じた役割を果たすことが求められるため、高知県と本市（以下「県等」という。）は、地域における医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図ります。

(4) 医療機関等の役割

- 新型インフルエンザ等による住民の健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関及び薬局は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進し、事前の準備に努めます。
- 医療機関は、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を行うため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定を行います。
- 医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関等が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努めます。

(5) 通所施設・学校等の役割

- 日頃から通所者又は児童・生徒の健康状態を把握するように努めるとともに、施設・学校内での感染予防対策を徹底します。
- 未発生期の段階から、全国的に実施される^{★14}サーベイランスに協力します。
- 新型インフルエンザ等が国内・県内・市内で発生した後においては、県が勧告・要請する感染予防策の徹底、臨時休業等に可能な限り協力します。

(6) 社会機能の維持に関わる事業者の役割

- 医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者、報道機関等については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から^{★9}事業継続計画の策定や従業員への感染予防策の実施などの準備を積極的に行います。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、^{★9}事業継続計画を実行し、その活動を継続するよう努めます。

(7) 一般の事業者の役割

- 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行います。
- 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、県が勧告・要請する感染防止対策の徹底を行います。

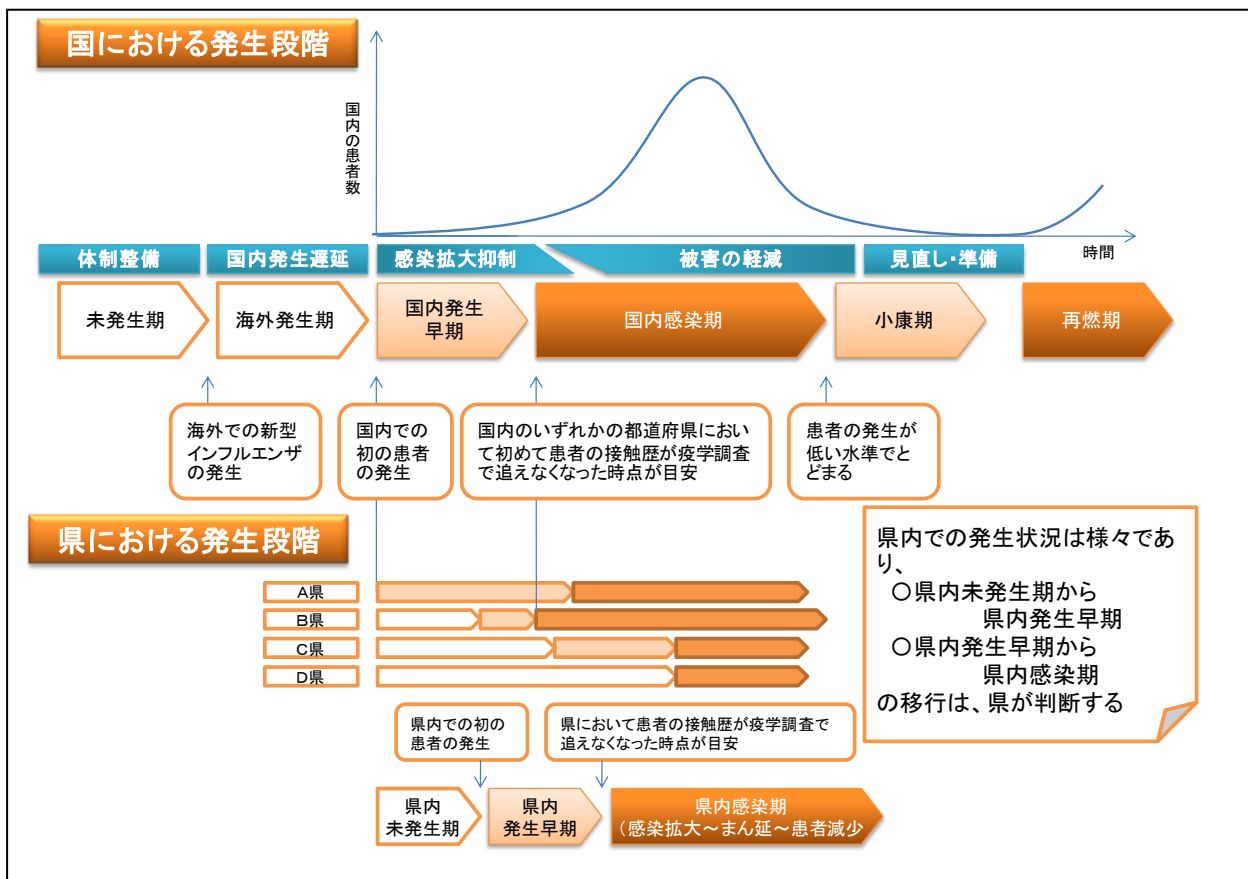
(8) 市民の役割

- 新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。
- 発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

▶ 6. 発生段階

- 新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。
- 政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、国の実情に応じた戦略に即して5つの段階に分類し、国全体での発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することとしています。
- 各県での発生状況は様々となると考えられ、その状況に応じ、医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、県における発生段階と、その移行については、必要に応じて国と協議のうえで、県が判断します。
- 本市や関係機関等は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施しますが、発生段階によってはその期間が極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言が出された場合には、対策の内容も変化します。

<国及び県における発生段階>



発生段階	政府行動計画	県行動計画 ・ 市行動計画
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生している状態	
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態	<p>(県内未発生期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態</p>
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	<p>(県内発生早期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p> <p>(県内感染期) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少</p>
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

▶ 7. 市行動計画の主要7項目

市行動計画は、その目的と対策を、国及び県の行動計画と合わせた「実施体制」、「サーベイランス・情報収集」、「情報提供・共有」、「予防・まん延防止」、「医療」、「市民生活及び市民経済の安定の確保」の6項目に「予防接種」を追加した7項目に分けています。各項目の対策については、発生段階ごとに記述しますが、横断的な留意点等について以下に示します。

(1) 実施体制

○新型インフルエンザ等対策は全庁一体となった取組を実施します。

○新型インフルエンザ等に迅速かつ的確に対応するために、本行動計画は適時見直すとともに、あらかじめ広く関係者に周知します。

○新型インフルエンザ等は、その病原性^{★5}が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、市の危機管理の問題として取り組む必要があります。このため、国、県、市町村、指定（地方）公共機関等事業者が相互に連携を図り、一体となった取組を行います。

<未発生期>

○新型インフルエンザ等の発生前においては、市における取組体制を整備・強化するために、「健康危機管理調整会議」を開催し、初動対応体制の確立や発生時に備えた業務継続計画^{★25}の策定を進めるとともに、これら未発生期における対策の実施状況を定期的にフォローアップします。

○海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、必要に応じて「健康危機管理対策会議」を開催し、国及び県の動向等の情報共有を行うとともに、国が示す初動対応方針及び県の対応方針に基づき対策を実施します。

<海外発生期>

○国から海外において新型インフルエンザ等が発生した旨の発表があった場合には、

「危機対策本部」を設置し、国が示す海外発生時の基本的対処方針及び県の対応方針に基づき対策を実施します。

<国内発生早期（県内未発生期・県内発生早期）>

○国が、国内発生早期に入ったこと及びその対処方針を示した場合は、市の対応方針の協議や全庁での対策が必要な場合など、必要に応じて「危機対策本部」会議を開催し、協議・決定します。

○国が、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発した場合は、速やかに、特措法に基づく「高知市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「市対策本部」という。）を設置します。また、「市対策本部」会議を開催し、国の基本的対処方針及び県の対応方針を踏まえ、市の対応方針について協議・決定します。

<国内感染期（県内感染期）>

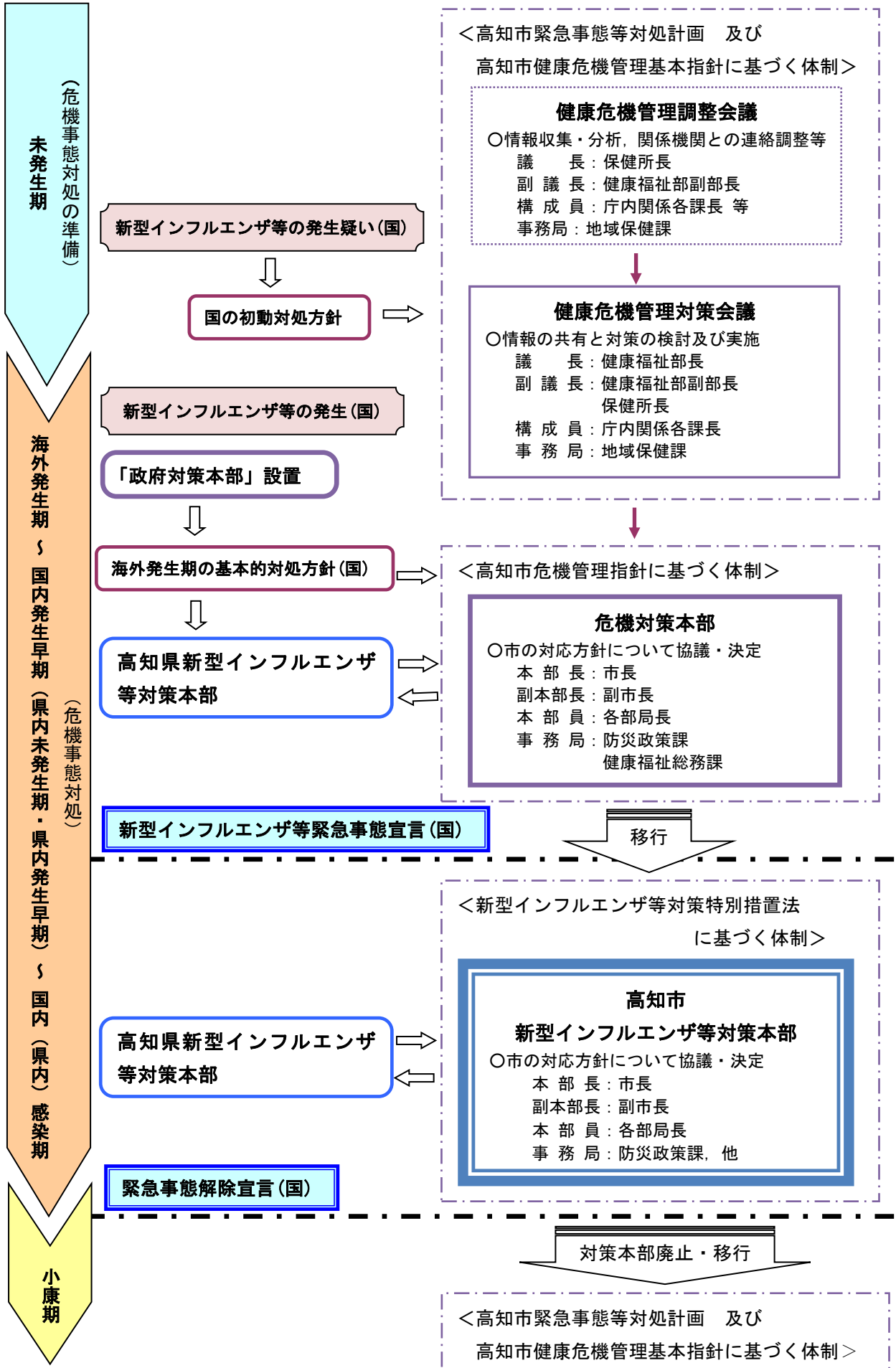
○政府対策本部が、国全体として国内感染期に入ったことを宣言するとともに、その基本的対処方針を決定した場合は、速やかに、「市対策本部」会議を開催し、国の基本的対処方針及び県の対応方針等を踏まえ、市の対応方針について協議・決定します。

○国の基本的対処方針が示される前に高知県が感染期になった場合は、新型インフルエンザの毒性や感染力等に関する国の意見や県の対応方針等を踏まえ、市対策本部会議において対応方針を協議・決定します。

<小康期>

○国が緊急事態解除宣言をした場合は、速やかに市対策本部を廃止します。

＜高知市における新型インフルエンザ等対策に関する推進体制＞



(2) サーベイランス・情報収集

○いずれの発生段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、市内外から系統的に収集・分析し適時適切な対策につなげます。

○^{★14}サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより効果的な対策に結びつけます。

○新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するため、^{★14}サーベイランスにより、いずれの発生段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、系統的に収集・分析し判断につなげます。

○未知の感染症である新感染症に対する^{★14}サーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載しますが、新感染症が発生した場合は、国・県と連携し、県内のサーベイランス体制を構築します。

○海外発生期から国内発生早期までは、患者の臨床像等の特徴を把握する必要があるため、患者の全数把握等の^{★14}サーベイランス体制の強化を図り、積極的な情報収集・分析を行います。

○県内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替えます。

○^{★14}サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、市内における医療体制等の確保に活用します。

○市内で流行する病原体の性状（ウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てます。

○鳥類、豚における^{★1}インフルエンザウイルスの^{★14}サーベイランスを行い、これらの動物の間での発生の動向を把握します。

(3) 情報提供・共有

○迅速な対策を実施するため、市民や関係機関等への迅速かつ正確な情報提供を行います。

○市民からの相談に対して適切な情報提供が実施できる体制を確保します。

ア. 情報提供・共有の目的

○市の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解のもとに、国、県、市、医療機関、薬局、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要であり、対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、薬局、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須です。

○コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供ではなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する必要があります。

イ. 情報提供手段の確保

○市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人や障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のための多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行います。

○媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等の活用を行います。

ウ. 発生前における市民等への情報提供

○情報提供は、発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供していきます。

○発生前の適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要です。特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係部局が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供を行います。

エ. 発生時における市民等への情報提供

(ア) 発生時の情報提供について

○新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、県内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行います。

○市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠です。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝え、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信します。

○市民への情報提供については、

- ・ 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）。
- ・ 個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与すること。

などを伝え、未発生期から小康期に至るまで、できるだけ認識の共有を図るようします。

(イ) 市民の情報収集の利便性向上

○市民の情報収集の利便性向上のため、国の情報、県の情報、^{★8}指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを開設します。

オ. 情報提供体制

○情報提供にあたっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築します。

○海外発生期以降においては、市民からの相談に対応するため相談窓口を設置します。

○市対策本部設置後は、同対策本部に広報班を置き、情報の一元化を図り、情報の共有を行うとともに、広報責任者は、報道機関に対して、広報窓口の周知徹底を図るとともに、広報担当者による正確かつ速やかな情報提供に努めます。

○コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かします。

(4) 予防・まん延防止

- 新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせ、体制の整備を図るための時間を確保します。
- 流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、必要な医療体制が維持されるように努めます。
- 個人レベル、地域・社会レベルでの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、様々な影響があることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、状況の変化に応じて実施する対策の決定や縮小・中止を行います。

ア. 個人における対策

- 地域における発生の初期の段階では、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者^{*15}に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請）等、感染症法に基づく措置を行います。
- マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促します。
- 新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が行う不要不急の外出自粛要請を周知します。

イ. 地域対策・職場対策

- 地域における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施します。
- 新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ行う施設の使用制限の要請等を周知します。

ウ. その他

- 海外で発生した場合には、その状況に応じた感染症危険情報を発出するとともに、必要に応じて、広島検疫所高知出張所の検疫強化への協力を行います。
- 国内発生早期は、個人レベルでの手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の基本的な感染予防策の徹底を呼びかけるとともに、次のような対策を実施し、感染拡大をなるべく抑え、流行のピークを遅らせ、流行のピークにおける影響をできるだけ小さくします。

- 1) 患者数が少ない段階（県内発生早期）では、新たに接触者を増やさない環境下で、患者を適切に治療します。（患者対策）
- 2) 濃厚接触者に対し、外出自粛を要請すると同時に、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与と健康観察を行います。これにより、患者からウイルスの曝露を受けた者が、新たな患者となり、地域内に感染を拡大させることを低減します。（接触者対策）
- 3) 患者数が増加した段階（県内感染期）では、患者については重症者のみ入院とし、その他の患者は在宅療養を基本とします。また、濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与は原則として中止します。
- 4) 学校・保育施設等では、感染が広がりやすく、また、このような施設で集団感染が起こった場合、地域流行のきっかけとなる可能性があります。そのため、県内発生早期から、必要な場合には、学校・保育施設の臨時休業を実施するとともに、各学校等へ入学試験の延期等を要請します。（学校・保育施設等の対策）
- 5) さらに、県内発生早期から、必要な場合には、外出や集会の自粛要請等の地域対策、職場における感染予防策や一部の事業の自粛要請等の職場対策を行い、社会的活動における接触の機会を減らします。（社会対策）

(5) 予防接種

○ワクチン接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制を維持します。

○新型インフルエンザ対策のワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なる^{*16}プレパンデミックワクチンと^{*17}パンデミックワクチンの2種類があります。

ア. 特定接種

○特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針により臨時に予防接種（以下「特定接種」という。）を行います。

○特定接種の対象となり得る者は、以下のとおりです。

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

○特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、以下の順とすることが基本とされています。

- ①医療関係者
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ④それ以外の事業者

○ただし、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定されます。

○特定接種は、登録事業者に対しては国が実施主体として、地方公務員に対しては県又は市町村が実施主体として、原則として集団接種により接種を実施します。

○県及び市町村は、特定接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ります。

イ. 住民接種

○市民に対して、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく予防接種（以下「住民接種」という。）を行います。

○住民に対する予防接種については、市が実施主体として、原則として集団接種により接種を実施します。

○住民接種の接種順位について、国は特定接種対象者以外の接種対象者を以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本としています。

（ア）医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

・基礎疾患を有する者、妊婦

（イ）小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

（ウ）成人・若年者

（エ）高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

○接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化や死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方一方で、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する考え方（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方やこれら双方を併せた考え方もあります。緊急事態宣言が発出されている事態においては柔軟に対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定します。

○市は、国及び県の協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ります。

ウ. 留意点

○危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性^{*5}などに応じて国において総合的に判断、決定されます。

<特定接種及び住民接種の接種体制>

	プレパンデミック ワクチン	パンデミックワクチン	
		緊急事態宣言が されている場合	緊急事態宣言が されていない場合
接種の 考え方	○医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため。	○病原性の非常に高いおそれがある新型インフルエンザ等の発生により、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済が著しい混乱に陥るような状況を回避するため。	○病原性の高くない新型インフルエンザ等の発生時に、発病や重症化防止を図るため。
特措法上の 位置付け	第 28 条 (特定接種)	第 46 条 (住民に対する 予防接種)	—
予防接種法上の 位置付け	第 6 条第 1 項 (臨時接種)	第 6 条第 1 項 (臨時接種)	第 6 条第 3 項 (新臨時接種)
対象者	特定接種対象者 (国から接種順位の 指示あり)	全国民 (国から接種順位の指示あり)	
実施主体	国(地方公務員は 県又は市町村)	市町村	
接種費用	公費負担	公費負担	自己負担 (低所得者除く)
接種方式	原則として集団接種	原則として集団接種	
接種体制の 構築	企業内診療所 若しくは医療機関	原則として保健センター・学校等公的施設 医療従事者、入院中の患者等は医療機関	
供給体制	国が用意したワクチンの流通を都道府県ごとに管理 原則 10ml バイアルによる供給(一部 1ml バイアルあり)		

(6) 医療

- 健康被害を最小限にとどめるという目的を達成するため、医療の提供を継続できる体制を構築します。
- 医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画します。
- 地域医療体制の整備に当たっては、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援について十分な検討や情報収集を行います。

ア. 発生前における医療体制の整備

- 市は、高知市保健所を中心として、市医師会、薬剤師会、地域の中核的医療機関等の関係者からなる対策会議を開催するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進します。
- 市は、高知県と協議し、あらかじめ^{★18}「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行います。さらに、^{★19}「帰国者・接触者相談センター」設置の準備を進めます。

イ. 発生時における医療体制の維持・確保

- 新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内で新型インフルエンザ等が拡がる前（県内発生早期）までは^{★18}「帰国者・接触者外来」を設置し、診療を行います。
- ^{★18}「帰国者・接触者外来」を設置した場合は、^{★19}「帰国者・接触者相談センター」を設置し、市民に周知します。
- 新型インフルエンザ等の県内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、^{★5}病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、^{★20}新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させます。
- 新型インフルエンザ等の患者が、^{★18}「帰国者・接触者外来」を有しない医療機関を受診する可能性もあることから、全医療機関において、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い、院内での感染防止に努めます。

- 医療従事者は、マスク・ガウン等の^{★21}個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、^{★10}抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行います。

- 県内発生早期の段階では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、^{★14}サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元します。

- 県内感染期に移行したときは、^{★18}帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、インフルエンザの診療を行う全ての医療機関）での診療体制に切り替えます。

- 患者数が大幅に増加した場合には、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分けるとともに、医療提供体制の確保を図ります。また、在宅療養の支援体制を整備します。

- 医療分野での対策の推進には、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、市医師会等との関係機関のネットワークを活用します。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

○新型インフルエンザ発生時に、最低限の市民生活を維持するため、行政機関や医療機関、薬局、事業者において事前に十分に準備を行います。

○新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われてしています。

○この場合、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小を招くおそれがあります。

○新型インフルエンザ発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、県や医療機関、薬局、各事業者において事前に十分準備を行うことが重要です。

○市においても、必要最小限の行政サービスを維持するため、^{★25}業務継続計画の策定を進めます。

▶ 8. 発生段階ごとの主な対策

	未発生期	海外発生期	県内未発生期～ 県内発生早期 (国内発生早期)	県内(国内) 感染期	小康期
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○発生に備えた体制の整備 ○市民への継続的な情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○海外での発生状況等、積極的な情報収集 ○サーベイランス、情報収集体制の強化 ○医療機関への情報提供、体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大防止対策の実施 ○患者への適切な医療の提供 ○住民接種の体制が整い次第、接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○対策の主眼を感染拡大防止から被害軽減に変更 ○医療提供体制の維持 ○必要なライフライン等の事業活動の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○第二波に備えた第一波の評価 ○医療体制、社会・経済活動の回復
① 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 健康危機管理調整会議の開催 ○行動計画、業務継続計画の策定 海外で新型インフルエンザ等の発生疑い時、危機管理対策会議の開催 ○国の初動対処方針に基づき対応 	<ul style="list-style-type: none"> 海外で新型インフルエンザ等が発生時、危機対策本部を設置 ○国の海外発生期の基本的対処方針に基づき対策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 危機対策本部会議の開催 ★緊急事態宣言が出された場合は、市新型インフルエンザ等対策本部の設置 ○国・県の基本的対処方針に基づき市の対応方針を協議・決定 ○市の対応方針の改定や全庁での対策が必要な場合は、必要に応じて市対策本部会議を開催し、協議・決定 		<ul style="list-style-type: none"> ★緊急事態解除宣言が解除されれば、市対策本部を廃止 ○対策の評価と見直し
② サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ○通常のサーベイランスの実施 ○国内外の新型インフルエンザに関する情報収集 	サーベイランスの強化			<ul style="list-style-type: none"> ○通常のサーベイランスの実施 ○学校等での集団発生の把握(再流行の探知)
③ 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ○継続的な情報提供 ○情報収集・提供体制の整備 ○相談窓口の設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○海外での発生状況等について情報提供 ○相談窓口(コールセンター等)の設置と周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○国内での発生状況等について情報提供 ○相談窓口の体制充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○県内・市内の発生状況等について情報提供 ○相談窓口の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○第一波の終息について情報提供 ○情報提供のあり方の評価・見直し ○相談窓口の縮小
④ まん延防止・予防	<ul style="list-style-type: none"> ○個人レベルでの対策の普及 ○地域対策・職場対策の周知 ○搬送体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内でのまん延防止対策の準備 ○水際対策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ★県が行う外出自粛、施設の使用制限等への協力 ○市内でのまん延防止対策の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内でのまん延防止対策の徹底 	
⑤ 接種・予防	<ul style="list-style-type: none"> ○特定接種体制の整備 ○住民接種体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定接種の準備、開始 ○住民接種の準備 	住民接種の実施 ★臨時予防接種の実施		<ul style="list-style-type: none"> ○第二波に備えた住民接種の実施
⑥ 医療	<ul style="list-style-type: none"> ○地域医療体制の整備 ○医療資器材の確保等 	帰国者・接触者相談センターの設置			<ul style="list-style-type: none"> ○通常の医療体制へ戻す
		帰国者・接触者外来の設置 ※県内感染期に移行したら、一般医療機関での診療体制に切り替え			
			<ul style="list-style-type: none"> ○感染症法に基づく入院措置の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ★県の臨時医療施設設置への協力 	
⑦ 市民生活・経済の安定確保	<ul style="list-style-type: none"> ○要援護者への生活支援の検討 ○火葬能力等の把握・検討 ○物資、資材の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ○職場における感染策の準備 ○一時遺体安置施設等の準備 	★水の安定供給のための措置 ★生活関連物資等の価格の安定の要請		<ul style="list-style-type: none"> ★緊急事態措置の縮小・中止
			<ul style="list-style-type: none"> ○要援護者対策 	<ul style="list-style-type: none"> ★要援護者への生活支援等 ★一時遺体安置施設等の確保 	

★国の緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

Ⅲ. 各段階における対策

- 以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要7項目の個別の対策を記載します。
- 新型インフルエンザ等が発生した場合、国が作成する「基本的対処方針」は、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施します。
- 市行動計画に基づく対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、各部局等において、マニュアル等を別に策定し、具体的な対策を講じていくものとします。

未発生期

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態をいいます。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状態をいいます。

【目的】

- 1) 発生に備えて体制の整備を行います。
- 2) 国や県が提供する海外での発生状況等の情報を注視します。

【対策の考え方】

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進します。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行います。
- 3) 国および県が提供する海外での発生状況等の情報を、継続的に収集します。

1. 実施体制

(1) 行動計画等の策定

対 応 項 目	所 管
○市は、特措法の規定に基づき、国及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の策定を行い、必要に応じて見直しを行います。	防災対策部 健康福祉部 全部局

(2) 体制整備及び国・県等との連携強化

対 応 項 目	所 管
○市における取組体制を整備・強化するために、「健康危機管理調整会議」を開催し、初動対応体制の確立や発生時に備えた業務継続計画 ^{★25} の策定を進めるとともに、これら未発生期における対策の実施状況を定期的にフォローアップします。	防災対策部 健康福祉部 全部局
○県や業界団体等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施します。	全部局

○海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、必要に応じて、「健康危機管理対策会議」を開催し、国及び県の動向等の情報の共有を行うとともに、国が示す初動対処方針及び県の対応方針に基づき、迅速かつ適切な対策を実施します。	防災対策部 健康福祉部
○国内外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する事例が発生した場合は、必要に応じて「健康危機管理対策会議」を開催し、国及び県の動向等の情報を共有するとともに、今後対応すべき対策を確認します。	防災対策部 健康福祉部 全部局

2. サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

対 応 項 目	所 管
○新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集します。 (参考:情報収集源) ア. 関係省庁(鳥・新型インフルエンザ) イ. 国立感染症研究所(新型インフルエンザ) ウ. 地方公共団体(鳥・新型インフルエンザ) エ. 検疫所(鳥・新型インフルエンザ)	健康福祉部 農林水産部

(2) インフルエンザに関する平時のサーベイランス

対 応 項 目	所 管
○人で毎年冬期に流行する季節性インフルエンザについて、 ^{★22} 指定届出機関(市内16の定点医療機関)において患者発生の動向を調査し、市内の流行状況について把握します。また、 ^{★22} 指定届出機関の中の県内12の医療機関において、ウイルスの亜型等を県が調査した結果により、流行しているウイルスの性状について把握します。	健康福祉部
○インフルエンザによる入院患者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握します。	健康福祉部

○学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学年閉鎖, 休校等)を調査し, インフルエンザの感染拡大を早期に探知します。	教育委員会 健康福祉部
---	----------------

3. 情報提供・共有

(1) 継続的な情報提供

対 応 項 目	所 管
○新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について, 各種媒体を利用し, 継続的に分かりやすい情報提供を行います。	健康福祉部 関係部局
○マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいなど, 季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図ります。	健康福祉部

(2) 体制整備等

対 応 項 目	所 管
○発生前から, 情報収集・提供体制を整備し, 国及び県が発信する情報を入手することに努めます。また, 関係部局間での情報共有体制を整備します。	防災対策部 健康福祉部 関係部局
○新型インフルエンザ発生時に, 市民からの相談に応じるため, 国及び県からの要請に基づいて相談窓口(コールセンター等)を設置する準備を進めます。	防災対策部 健康福祉部 関係部局
○発生前から国, 県, 関係機関との情報共有を行う体制を整備し, 必要に応じて, 訓練を実施します。	健康福祉部
○新型インフルエンザ等に関する情報を収集し, 県等と連携の下, 市民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整えます。	健康福祉部

4. 予防・まん延防止

(1) 対策実施のための準備

対 応 項 目	所 管
<p>○学校・保育施設，福祉施設，公共施設，事業者等は，基本的な感染予防対策や発生期における基本的な感染対策について，知識の普及，理解の促進を図ります。</p> <p><基本的な感染予防対策> マスク着用，咳エチケット，手洗い，うがい，人混みを避ける等</p> <p><基本的な感染対策> ア. 海外で新型インフルエンザ等が発生した以降に，自らの発症が疑わしい場合は，^{★19}帰国者・接触者相談センターに連絡し，指示に従います。 イ. 感染を拡げないように不要な外出を控えます。 ウ. マスクの着用等の咳エチケットを行います。</p>	健康福祉部
<p>○市及び県は，新型インフルエンザ発生時に実施され得る，個人における対策のほか，職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策について周知を図るための準備を行います。</p>	健康福祉部

(2) 防疫措置，疫学調査等についての連携強化

<p>○検疫強化の際に必要な防疫措置，入国者に対する疫学調査等について，検疫所その他関係機関との連携を強化します。</p>	健康福祉部
---	-------

(3) 搬送体制の整備

対 応 項 目	所 管
<p>○市は，医療機関での診察，県衛生研究所等による検査により，速やかに患者を特定し，適切な医療を提供する体制を整備するとともに，円滑に医療機関等に搬送できる体制を整備します。</p>	健康福祉部

(4) 健康観察のための体制整備

対 応 項 目	所 管
<p>○市は，県と協力し，健康観察のための体制整備を行います。</p>	健康福祉部

5. 予防接種

5-1. 特定接種

(1) 特定接種の位置づけ

対 応 項 目	所 管
○特定接種は、特措法第 28 条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法(第 22 条及び第 23 条を除く。)の規定を適用し実施します。	健康福祉部
○特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市が実施主体として接種を実施します。	健康福祉部

(2) 特定接種の準備

○国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力します。	健康福祉部
○特措法第 28 条第4項の規定に基づき、国から労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められた場合は協力します。	健康福祉部 関係部局
○業種を担当する府省庁が、特定接種の登録対象となる事業者の意向を確認し、対象事業者の希望リストを厚生労働省に報告する場合に必要なに応じて協力します。	健康福祉部 関係部局
○登録事業者は、必要に応じて市町村を通じ、厚生労働省に申請するため、市はその際に協力します。	健康福祉部
○業種を担当する府省庁が、当該事業者の登録内容について確認を行う場合に必要に応じて協力します。	健康福祉部 関係部局
○特定接種の対象となり得る市職員については、市が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告します。	健康福祉部
○登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じて業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力します。	健康福祉部 関係部局

5-2. 住民接種

(1) 住民接種の位置づけ

○住民接種は、全住民を対象とします(在留外国人を含む。)	—
○実施主体である市が接種を実施する対象者は、高知市内に居住する者を原則とします。	—
○上記以外にも住民接種の対象者としては、高知市内に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等も考えられます。	—

(2) 住民接種の準備

○住民接種については、市を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図ります。	健康福祉部
○住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、全住民が速やかに接種することができるよう、未発生期から体制の構築を図ります。	健康福祉部
○国及び県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第6条第3項に基づき、高知市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります。	健康福祉部
○ワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行います。	健康福祉部
○住民接種に関する実施要領を参考に地域の実情に応じてあらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し住民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画しておきます。	健康福祉部
○円滑な接種の実施のために、国及び県の技術的支援を受けながら、あらかじめ県内市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努めます。	健康福祉部 関係部局
○速やかに接種することができるよう、市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努めます。	健康福祉部 関係部局
○国及び県、医師会、関係事業者等の協力を得て、接種体制を構築します。	健康福祉部 関係部局
○実施主体となる市は、未発生期の段階から、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等に留意し、市医師会等と連携の上、接種体制を構築します。 ア. 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保 イ. 接種場所の確保(医療機関、保健所、保健センター、学校等) ウ. 接種に要する器具等の確保 エ. 接種に関する住民への周知方法(接種券の取扱い、予約方法等)	健康福祉部 関係部局
○接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市医師会等の協力を得て、その確保を図ります。	健康福祉部
○接種のための会場について、地域の実情に応じて、接種会場を設けます。	健康福祉部 関係部局
○会場については、保健所・保健センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託することにより、接種会場を確保します。	健康福祉部 関係部局
○各会場において集団接種を実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する器具(副反応の発生に対応するためのものを含む。)等を確保します。	健康福祉部 関係部局

6. 医療

(1) 市内医療体制の整備

対 応 項 目	所 管
○市は、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染防止対策等を進めるよう要請します。	健康福祉部
○市は、県と医療体制の整備に関する協議を行い、その役割分担について調整します。	健康福祉部
○新型インフルエンザ等患者の国内初発例を確認してから地域発生早期までは、新型インフルエンザ等患者は病状の程度にかかわらず、感染症法第 26 条で準用する第 19 条又は第 46 条の規定に基づく入院措置等の対象となるため、県と協力して新型インフルエンザ等患者の入院可能病床数を事前に把握しておく必要があります。新型インフルエンザ等患者の入院に係る医療を提供する医療機関は、次に掲げる医療機関とします。 ア. 感染症指定医療機関 ^{★20} イ. 結核病床を有する医療機関など県等の新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき県等が病床の確保を要請した医療機関(「協力医療機関」という。) (以下、ア及びイを「感染症指定医療機関等」という。) ^{★20}	健康福祉部
○県と協力して、地域の实情に応じ、指定(地方)公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定(地方)公共機関である医療機関又は公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努めます。 ^{★8} ^{★20}	健康福祉部

(2) 県内感染期に備えた医療の確保

対 応 項 目	所 管
○市は、県と協力して、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成の支援に努めます。	健康福祉部
○市は、県が行う入院治療が必要な新型インフルエンザ患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む。)等の把握に協力します。	健康福祉部
○新型インフルエンザ等患者の入院に備え、医療機関は、病床利用率や診療継続計画に基づき入院可能病床数(定員超過入院等を含む。)を試算しておきます。市は、これらの試算を基に、あらかじめ地域感染期以降に重症者の入院のために使用可能な病床数を決定し、対策立案の基礎資	健康福祉部

料とします。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ります。	
○その際、 ^{★20} 感染症指定医療機関等以外の医療機関等に患者を入院させることができるよう、事前に、その活用計画を策定しておきます。また、在宅療養の支援体制を整備しておきます。	健康福祉部
○病診連携・病病連携は、地域の自助・互助のために重要であり、平時から新型インフルエンザ等を想定した病診連携・病病連携の構築を推進することが必要です。	健康福祉部

(3) ^{★19}帰国者・接触者相談センター及び^{★18}帰国者・接触者外来

対応項目	所管
○市は、国から ^{★19} 帰国者・接触者相談センター及び ^{★18} 帰国者・接触外来の設置の準備や、 ^{★20} 感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める旨の要請を受けた場合は、県と協力して対応します。	健康福祉部
○市は、県及び市医師会等と連携して、あらかじめ ^{★18} 帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し、設置の準備をします。新たに帰国者・接触者外来のための診療所を開設する場合の手続については、開設者が、市長に ^{★18} 帰国者・接触者外来の設置許可申請書の提出を事前に行い、事態発生時には届出等をもって直ちに許可を与えます。また、並行して、 ^{★19} 帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進めます。	健康福祉部

(4) 患者移送体制の確立

対応項目	所管
○感染症法第 21 条の規定に基づき、感染症法第 26 条で準用する第 19 条の規定に基づく入院の対象となった新型インフルエンザの患者については、市が、その移送体制の整備について責任を持つとともに、原則として市が移送を行います。	健康福祉部
○感染症法第 46 条の規定に基づく入院の対象となった ^{★3} 新感染症の患者については、感染症法第 47 条の規定に基づき、市が移送を行います。	健康福祉部
○感染症法第 26 条で準用する第 19 条又は第 46 条の規定に基づく入院措置が行われる患者が増加し、市による移送では対応しきれない場合は、消防機関等関係機関の協力が不可欠であり、市は、事前に消防機関等関係機関と協議し、新型インフルエンザ等流行時における患者の移送体制を確立させる必要があります。	健康福祉部 消防局

7. 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 要援護者への生活支援

対 応 項 目	所 管
○国からの要請に対応し、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等)や搬送、死亡時の対応等について、県と連携して要援護者の把握とともにその具体的手続きを検討しておきます。	健康福祉部
○市は、最も住民に近い行政主体であり、市民を支援する責務を有することから、住民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来たすおそれがある世帯(高齢者世帯・障害者世帯等)への具体的な支援体制の検討を進めます。	健康福祉部

(2) 火葬能力等の把握

対 応 項 目	所 管
○県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。	健康福祉部 市民協働部
○市は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから、市内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担います。	健康福祉部 市民協働部
○市は、火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設(以下「臨時遺体安置所」という。)数について、県が調査する場合に協力します。	健康福祉部 市民協働部 関係部局
○県の火葬体制を踏まえ、市内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行います。	健康福祉部 市民協働部

(3) 物資及び資材の備蓄等

対 応 項 目	所 管
○市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄や、施設・設備の整備をします。	健康福祉部 市民協働部

海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態をいいます。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態をいいます。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状態をいいます。

【目的】

- 1) 新型インフルエンザ等の市内侵入をできるだけ遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努めます。
- 2) 市内発生に備えて体制の整備を行います。国が提供する海外での発生状況等の情報を注視します。

【対策の考え方】

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性^{*5}や感染力等について十分な情報がない可能性が高いですが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとります。
- 2) 海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。
- 3) 市内発生した場合には早期に発見できるよう市内のサーベイランス^{*14}・情報収集体制を強化します。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促します。
- 5) 検疫等により、市内発生をできるだけ遅らせ、その間に、関係機関等への情報提供、市民生活及び市民経済の安定のための準備^{*16}、プレパンデミックワクチンの接種等、市内発生に備えた体制整備を急ぎます。

1. 実施体制

(1) 体制強化等

対応項目	所管
○国から海外において新型インフルエンザ等が発生した旨の発表があった場合には、「危機対策本部」を設置し、国が示す海外発生期の基本的対処方針及び県の対応方針に基づき対策を実施します。	防災対策部 健康福祉部
○発生した新型インフルエンザ等の罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等以下と認められる場合は、感染症法等に基づく各種対策を実施します。	健康福祉部

2. サーベイランス・情報収集

(1) 患者全数把握

対 応 項 目	所 管
○届出基準(症例定義)が決定された後、全ての医療機関から、直ちに届出基準に合致する患者(疑似症患者及び確定患者)の報告を受けます。	健康福祉部
○発生当初の症例の1例ごとの情報は、その後の対策において特に重要であることから、新型インフルエンザの海外発生期に開始し、国は、全国の発生数が概ね数百例に達するまでの間、全数把握を実施し、その後の全数把握については、県・市ごとに地域発生早期まで行います。ただし、県内感染期以降についても市の判断により継続することができるものとします。	健康福祉部
○疑似症患者についても、原則として確定患者と同様の時期まで届出を求めるとしますが、市内での患者が増加した段階では、県との協議のうえ中止できます。	健康福祉部

(2) ^{★23}学校サーベイランス

対 応 項 目	所 管
○新型インフルエンザ等発生時には、インフルエンザ様疾患発生報告(^{★23} 学校サーベイランス)の報告施設を、大学・短大まで拡大し、インフルエンザ様症状の患者による臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)の状況及び欠席者数を把握し、直ちに報告を受けます。	健康福祉部 教育委員会
○報告のあった集団発生について、可能な限り集団発生ごとに患者の検体を採取し、患者や医療機関の協力を得て ^{★24} PCR検査等を行います。	健康福祉部

(3) 積極的疫学調査

対 応 項 目	所 管
○地域の実情に応じて調査を実施し、必要な場合には国(国立感染症研究所を含む。)の支援を受けます。	関係部局
○国が示した患者から一律に収集すべき情報について、調査結果を厚生労働省に報告します。	健康福祉部

(4) 四国3中核市の連携

対 応 項 目	所 管
○市は、四国内の中核市との情報共有体制を構築します。	関係部局

3. 情報提供・共有

(1) 情報提供

対 応 項 目	所 管
○市は、県が行う住民に対する情報提供(海外での発生状況, 現在の対策, 県内発生した場合に必要な対策等を, 対策の決定プロセス, 対策の理由, 対策の実施主体など), 注意喚起について協力します。	関係部局

(2) 相談体制

対 応 項 目	所 管
○市は、新型インフルエンザ等の発生時において、国及び県からの要請に基づき相談窓口(コールセンター等)を設置し、現場の実情に応じた対応を行います。その際には、保健所等の医師・保健師等の専門職が担当すべき他の公衆衛生業務に支障をきたさないように配慮します。 ア. 一般的な問い合わせには事務職員を活用する等、医師・保健師等の専門職との役割分担を図ります。 イ. 発生時から一定期間は、市の職員で対応し、Q&A を作成した上で外部の民間業者(コールセンター等)に委託することも検討します。	健康福祉部
○新型インフルエンザ等に関する広範囲な相談に対応するため、関係各課においても、市民からの相談に対応します。	関係部局
○市民からの問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関等がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映します。	関係部局

(3) 情報提供方法

対 応 項 目	所 管
○新型インフルエンザ等の発生時において、市は国及び県が発信する新型インフルエンザ等の診断、治療に係る情報を医療関係者に対し提供します。	関係部局
○新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県が発信する情報入手し、住民への情報提供に努めます。	関係部局
○情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じます。	関係部局

○ホームページ, 相談窓口等を通して, 地域の感染状況, 新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報をその地域に提供します。	関係部局
---	------

(4) 情報共有

対 応 項 目	所 管
○国や県及び関係機関等と, 国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問合せ窓口を利用し, メール等による情報共有を図ります。	関係部局

4. 予防・まん延防止

(1) 感染対策の実施

対 応 項 目	所 管
○新型インフルエンザ等の発生が疑われる又は海外での新型インフルエンザ等の発生が確認された場合に, 国及び県から発出される感染症危険情報を市民や事業所等に周知するとともに, マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい, 人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促します。	健康福祉部
○国及び県と連携し, 検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用します。	健康福祉部

(2) 市内での感染拡大防止策の準備

対 応 項 目	所 管
○国及び県と連携し, 感染症法に基づく, 患者への対応(治療・隔離)や患者の濃厚接触者 ^{★15} への対応(外出自粛要請, 健康観察の実施, 有症時の対応指導等)の準備を進めます。	健康福祉部
○国及び県と連携し, 検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用します。	健康福祉部

(3) 水際対策

対 応 項 目	所 管
<発生疑いの場合の対策> ○国がWHOのフェーズ4宣言若しくはそれに相当する公表前に行う，質問票の配布等による入国時の患者発見の対策に必要な応じて協力します。	健康福祉部
<検疫の強化> ○検疫の強化に伴い，国及び県，その他関係機関との連携を強化します。	健康福祉部

5. 予防接種

5-1. 特定接種

対 応 項 目	所 管
○市は，国が特定接種の実施を決定した場合は，国と連携して，あらかじめ設定した市職員の接種対象者に，集団的な接種を行うことを基本として，本人の同意を得て特定接種を行います。	健康福祉部
○具体的な接種の進捗状況や，ワクチンの有効性・安全性に関する情報，相談窓口(コールセンター等)の連絡先など，接種に必要な情報を提供します。	健康福祉部

5-2. 住民接種

対 応 項 目	所 管
○市は，国の要請に基づき，予防接種を全住民が速やかに接種できるよう，事前に市行動計画において定めた接種体制に基づき，具体的な接種体制の構築の準備を進めます。	健康福祉部
○市民に対し，ワクチンの種類，有効性・安全性，接種対象や接種順位，接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行います。	健康福祉部

6. 医療

(1) 新型インフルエンザ等の症例定義

対 応 項 目	所 管
○国が示す新型インフルエンザの症例定義について、随時、関係機関に周知します。	健康福祉部

(2) 医療体制の整備

対 応 項 目	所 管
○発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、 ^{★18} 帰国者・接触者外来において診断を行います。そのため、 ^{★18} 帰国者・接触者外来を設置します。	健康福祉部
○ ^{★18} 帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、市医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備します。	健康福祉部
○ ^{★18} 帰国者・接触者外来を医療機関以外の場所(医療機関の屋外や公共施設等)に設置するため、診療所が新たに開設される場合には、保健所における診療所開設に係る手続を迅速に行います。	健康福祉部
○ ^{★18} 帰国者・接触者外来に対象者や役割等の情報について周知を行います。帰国者・接触者外来の場所については、帰国者・接触者相談センターが相談を受け付け、受診が必要であると判断した場合に知らせることを原則とし、一般への公表は行いません。	健康福祉部
○ ^{★18} 帰国者・接触者外来を有する医療機関やその他の医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請します。	健康福祉部
○新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体の亜型等の同定検査の実施を県衛生研究所に依頼します。感染を疑うと判断した場合は、県衛生研究所より国立感染症研究所に確定診断を依頼します。	健康福祉部

(3) ^{★19}帰国者・接触者相談センターの設置

対 応 項 目	所 管
○ ^{★18} 帰国者・接触者外来を設置した場合は、 ^{★19} 帰国者・接触者相談センターを設置し、市民に周知します。	健康福祉部

○発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、 ^{★19} 帰国者・接触者相談センターを通じて、 ^{★18} 帰国者・接触者外来を受診するよう周知します。	健康福祉部
○ ^{★19} 帰国者・接触者相談センターは、全ての発熱・呼吸器症状等を有する者から相談を受けるのではなく、発熱・呼吸器症状等に加え、発生国への渡航歴や患者との濃厚な接触歴がある者を対象としていること、また、これに該当する者は、まず ^{★19} 帰国者・接触者相談センターへ電話により問い合わせること等を、インターネット、ポスター、広報誌等を活用し、市民へ広く周知します。	健康福祉部
○状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、適宜、対応人数、開設時間等を調整します。	健康福祉部
○新型インフルエンザ等に感染している疑いがない場合は、適切な情報を与え、必要に応じて一般の医療機関を受診するよう指導します。	健康福祉部

(4) ^{★20}感染症指定医療機関等への入院措置の実施について

対応項目	所管
○市及び県は、入院非同意者について、新型インフルエンザ等に感染していると疑うに足りる正当な理由があると認めた場合、当該者に対して、感染症法第15条の規定に基づく積極的疫学調査、第17条若しくは第45条の規定に基づく健康診断又は第44条の3若しくは第50条の2の規定に基づく感染を防止するための協力要請を実施します。	健康福祉部
○検査の結果が陽性であれば、保健所は、その結果を入院非同意者に連絡し、感染症法第26条で準用する第19条又は第46条の規定に基づき、 ^{★20} 感染症指定医療機関等への入院措置を実施します。	健康福祉部
○検査の結果が陰性であれば、保健所はその結果を入院非同意者に連絡します。	健康福祉部

(5) ^{★10}抗インフルエンザウイルス薬の使用等

対応項目	所管
○市は、県と連携し、医療機関に対し、 ^{★10} 備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、 ^{★10} 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請します。	健康福祉部

7. 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 事業者の対応

対 応 項 目	所 管
○市は、発生状況等に関する情報収集に努め、職場における感染予防策及び事業継続に不可欠な重要業務の重点化の準備を行います。	関係部局

(2) 遺体の火葬・安置

対 応 項 目	所 管
○県の要請により、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。	健康福祉部 市民協働部
○市は、県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとします。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進めます。	健康福祉部 市民協働部

県内未発生期・県内発生早期（国内発生早期）

《県内未発生期》

- ・県内で、新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態をいいます。

《県内発生早期》

- ・県内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態をいいます。

（国内発生早期）

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態をいいます。
- ・地域によって状況が異なる可能性があります。

【目的】

- 1) 市内での感染拡大をできる限り抑えます。
- 2) 患者に適切な医療を提供します。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行います。

【対策の考え方】

- 1) 感染拡大を止めることは困難ですが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行います。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合は、積極的な感染拡大防止策等を行います。
- 2) 医療体制や積極的な感染防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行います。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国が発する国内外の情報をできるだけ集約し、医療機関に提供します。
- 4) 新型インフルエンザ患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施します。
- 5) 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

1. 実施体制

(1) 実施体制

対 応 項 目	所 管
○国が、国内発生早期に入ったこと及びその対処方針を示した場合は、市の対応方針の協議や全庁での対策が必要な場合など、必要に応じて「危機対策本部」会議を開催し、協議・決定します。	防災対策部 健康福祉部 関係部局

(2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

対 応 項 目	所 管
○国が、新型インフルエンザ等緊急事態の宣言（以下「緊急事態宣言」という）を行った場合には、速やかに「高知市新型インフルエンザ等対策本部」を設置します。また、「市対策本部」会議を開催し、国の基本的対処方針や県の対応方針を踏まえ、市の対応方針について協議・決定します。	防災対策部 健康福祉部 関係部局

2. サーベイランス・情報収集

(1) 患者全数

対 応 項 目	所 管
○国や県等から提供される発生状況や対応等の情報の収集を強化します。	関係部局

(2) ^{★14}サーベイランス

対 応 項 目	所 管
○海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施します。	健康福祉部 教育委員会
○国及び県等が発する国内・県内の発生状況等を注視し、国及び県と連携し、必要な対策を実施します。	健康福祉部 関係部局

(3) 四国3中核市の連携

対 応 項 目	所 管
○四国内の中核市との情報共有体制を継続します。	関係部局

3. 情報提供・共有

(1) 情報提供

対 応 項 目	所 管
○市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供します。	関係部局
○個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知します。	健康福祉部
○学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の市内での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。	関係部局
○市民からの問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関等がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、再度の情報提供に反映します。	健康福祉部 関係部局

(2) 情報共有

対 応 項 目	所 管
○県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行います。	健康福祉部 関係部局

(3) 相談体制

対 応 項 目	所 管
○相談窓口（コールセンター等）の充実・強化を図り、市民からの相談に対応します。	健康福祉部
○引き続き、新型インフルエンザ等に関する広範囲な相談に対応するため、関係各課にて、市民からの相談に対応します。	関係部局
○県の要請を受けて、生活相談等広範な内容にも対応できるよう相談窓口の充実・強化を行います。	健康福祉部

4. 予防・まん延防止

(1) 市内での感染拡大防止策

対 応 項 目	所 管
○国及び県と連携し、県内発生早期となった場合には、感染症法に基づき、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請, 健康観察等)などの措置を行います。	健康福祉部
○新型インフルエンザ等の患者と濃厚接触した者(感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。)は、すでに感染している可能性があるため、潜伏期間中は、必要に応じ、 ^{★15} 濃厚接触者に感染対策(以下「濃厚接触者対策」という。)を実施します。濃厚接触者対策は、感染症法に基づき健康観察, 外出自粛の要請等として実施される場合と、季節性インフルエンザ対策と同様な任意の協力を求める基本的な感染対策として実施する場合があります。なお、必要に応じ、必要な抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を実施する場合があります。	健康福祉部
○患者に対し、感染症法第 15 条に規定する積極的疫学調査を実施することにより、当該患者の濃厚接触者を特定します。	健康福祉部
○ ^{★15} 濃厚接触者に対し、感染症法第 44 条の3又は第 50 条の2の規定に基づき、外出自粛の要請等の感染を防止するための協力を要請します。また、新型インフルエンザの場合、発症を予防するために、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行います。なお、患者が学校などに通っていた場合には、集団感染の恐れがあることから、感染症法に基づく対策以外に、学校保健安全法に基づく学校の臨時休業の実施についても必要に応じて検討します。	健康福祉部 教育委員会
○新型インフルエンザ等の病原性が季節性インフルエンザと同程度であることが判明した場合等、季節性インフルエンザ対策よりも強い対策を実施する必要がないことが明らかになった場合には、特別の対策を速やかに停止します。	健康福祉部
○感染症法に基づく入院措置等を中止した後、厚生労働省から示された日数を目安に、必要に応じて、患者及び濃厚接触者に対して自宅待機を求めることを検討します。	健康福祉部

<p>○業界団体等を経由し又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行います。</p> <p>ア. 住民，事業所，福祉施設等に対し，マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい，人混みを避けること，時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨します。</p> <p>イ. 事業所に対し，当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請します。</p> <p>ウ. 事業者に対し，職場における感染予防策の徹底を要請します。</p> <p>エ. ウイルスの病原性等の状況を踏まえ，必要に応じて，学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに，学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請します。</p> <p>オ. 公共交通機関等に対し，利用者へのマスクの着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請します。</p> <p>カ. 病院，高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や，多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化します。</p>	<p>関係部局 教育委員会</p>
--	-----------------------

5. 予防接種

<緊急事態宣言がされていない場合>

(1) 住民接種の実施

対 応 項 目	所 管
○ ^{★17} パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種（新臨時接種）を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始します。	健康福祉部 関係部局

(2) 住民接種の留意事項

対 応 項 目	所 管
○接種の実施にあたり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、高知市内に居住する者を対象に集団接種を行います。	健康福祉部
○発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染予防策を図ります。	健康福祉部
○基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団接種を実施する会場において接種することを原則とします。なお、実施主体である高知市の判断により、通院中の医療機関において接種することも考えられます。	健康福祉部
○医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意します。	健康福祉部
○ワクチンの大部分が10ml等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として集団接種を行うため、原則として100人以上を単位として接種体制を構築します。	健康福祉部
○1ml等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者に対し、通院中の医療機関において、集団接種以外の方法により接種を行うことも考えられます。	健康福祉部

○医療従事者，医療機関に入院中の患者，在宅医療を受療中の患者については，基本的に当該者が勤務する，あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行います。ただし，在宅医療を受療中の患者であって，当該医療機関における接種が困難な場合，訪問による接種も考えられます。	健康福祉部
○社会福祉施設等に入所中の者については，基本的に当該社会福祉施設等において集団接種を行います。	健康福祉部

(3) 住民接種の広報・相談

対 応 項 目	所 管
○実施主体として，住民からの基本的な相談に応じます。	健康福祉部
○病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項に規定に基づく新臨時接種については，個人の意思に基づく接種であり，市としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに，接種を勧奨し，必要な情報を積極的に提供します。	健康福祉部

(4) 住民接種の有効性・安全性に係る調査

対 応 項 目	所 管
○あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布します。	健康福祉部

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

(1) 住民接種の実施

対 応 項 目	所 管
○住民に対する予防接種については，基本的対処方針の変更を踏まえ，特措法第46条の規定に基づき，予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。	健康福祉部 関係部局

(2) 住民接種の留意事項

対 応 項 目	所 管
○<緊急事態宣言がされていない場合>(52 ページ)を参照。	健康福祉部 関係部局

(3) 住民接種の広報・相談

対 応 項 目	所 管
<p>○病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想されます。</p> <p>ア. 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっています。</p> <p>イ. ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られています。</p> <p>ウ. ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになります。</p> <p>エ. 臨時接種、集団接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得ます。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>○これらを踏まえ、広報に当たっては、次のような点に留意します。</p> <p>ア. 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えます。 ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えます。</p> <p>イ. 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えます。</p> <p>ウ. 実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口(コールセンター等)の連絡先等の周知を行います。</p>	<p>健康福祉部</p>

6. 医療

(1) 医療体制の整備

対 応 項 目	所 管
○発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、 ^{★18} 帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続します。	健康福祉部
○患者等が増加してきた段階（県内感染期に移行するとき）においては、 ^{★18} 帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関での診療体制に切り替えることを県と検討します。	健康福祉部

(2) 患者への対応等

対 応 項 目	所 管
○国及び県と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行います。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施します。	健康福祉部
○必要に応じて、県衛生研究所に依頼し、新型インフルエンザ等のPCR検査を行います。全ての新型インフルエンザ患者の ^{★24} PCR検査による確定診断は、市内における患者数が極めて少ない段階で実施し、患者数が増加した段階では、PCR検査は重症者等に限定して行います。	健康福祉部
○国及び県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく暴露した者には、必要に応じ、 ^{★10} 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導します。なお、症状が現れた場合には、 ^{★20} 感染症指定医療機関等に移送します。	健康福祉部
○国内感染期に備え、引き続き、国及び県と連携し、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請します。	健康福祉部

(3) 医療機関等への情報提供

対 応 項 目	所 管
○引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。	健康福祉部

7. 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 要援護者対策

対 応 項 目	所 管
○新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送等)を行います。	関係部局

(2) 遺体の火葬・安置

対 応 項 目	所 管
○県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、市内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡すよう調整します。	市民協働部
○遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるように努めます。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行います。	市民協働部

(3) 緊急事態宣言がされている場合の措置

《水の安定供給》

対 応 項 目	所 管
○水道事業者である高知市は、それぞれその行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。	関係部局

《生活関連物資等の価格の安定等》

○市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。	関係部局
--	------

県内（国内）感染期

- ・ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態をいいます。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含みます。
- ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性があります。

【目的】

- 1) 医療提供体制を維持します。
- 2) 健康被害を最小限に抑えます。
- 3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑えます。

【対策の考え方】

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替えます。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施します。
- 2) 地域ごとに発生状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、市が実施すべき対策の判断を行います。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。
- 5) 医療提供体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめます。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活及び市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続します。また、その他の社会活動をできる限り継続します。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。

1. 実施体制

(1) 基本的対処方針の決定

対 応 項 目	所 管
○高知県が県内感染期に入った場合、市民に対して周知します。	全部局
○政府対策本部が、国全体として国内感染期に入ったことを宣言するとともに、基本的対処方針を決定した場合は、速やかに、「市対策本部」会議を開催し、国の「基本的対処方針」や県の対応方針を踏まえ、市の対応方針について協議・決定します。	防災対策部 健康福祉部 関係部局
○国の基本的対処方針が示される前に高知県が感染期になった場合は、新型インフルエンザの毒性や感染力等に関する国の意見や県の対応方針等を踏まえ、「市対策本部」会議において対応方針を協議・決定します。	防災対策部 健康福祉部 関係部局
○市の対応方針の改定や全庁での対策が必要な場合など、必要に応じて「市対策本部」会議を開催し、協議・決定します。	防災対策部

(2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

対 応 項 目	所 管
○新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、県による代行、応援等の措置について要請します。	全部局

2. サーベイランス・情報収集

(1) 四国3中核市の連携

対 応 項 目	所 管
○四国の中核市との情報共有体制を継続します。	関係部局

(2) ^{★14}サーベイランスへの協力

対 応 項 目	所 管
○国及び県から情報提供される国内の発生状況を把握します。	健康福祉部
○高知県が県内感染期に入った段階で、新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握については中止し、インフルエンザに関する通常の ^{★14} サーベイランスを継続します。また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻します。	健康福祉部

3. 情報提供・共有

(1) 情報提供

対 応 項 目	所 管
○引き続き、市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外及び県内・市内の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供します。	関係部局
○引き続き、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の市内での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。また、社会・経済活動の状況についても、情報提供します。	健康福祉部 関係部局
○引き続き、市民からの問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関等がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映します。	健康福祉部 関係部局

(2) 情報共有

対 応 項 目	所 管
○県や関係機関等との、インターネット等を活用した迅速かつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、県および市内の流行や対策の状況を的確に把握します。	関係部局

(3) 相談体制

対 応 項 目	所 管
○引き続き、相談窓口(コールセンター等)を設置し、市民からの相談に対応します。	健康福祉部
○引き続き、新型インフルエンザに関する広範囲な相談に対応するため、関係各課にて、市民からの相談に対応します。	関係部局
○引き続き、相談窓口を設け、生活相談等広範な内容にも対応できる体制を継続します。	健康福祉部

4. 予防・まん延防止

【市内での感染拡大防止策】

対 応 項 目	所 管
<p>○市民や関係者に対して次の要請を行います。特に、県内感染期のうち、流行が小規模な段階においては、一定期間、地域全体で積極的な感染拡大防止策をとるよう要請します。</p> <p>ア. 学校・保育施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請します。</p> <p>イ. 集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう要請します。</p> <p>ウ. 住民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い、うがい、マスクの着用を強く勧奨します。</p> <p>エ. 事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診勧奨を要請します。</p> <p>オ. 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底及び事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の縮小を要請します。</p> <p>カ. 公共交通機関等に対し、利用者へのマスクの着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請します。</p> <p>キ. 住民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請します。</p>	<p>関係部局</p>
<p>○関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう引き続き要請します。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>○医療機関に対し、^{★15}県内感染期となった場合は、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への^{★10}抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与の継続の有無については、国の評価に基づき県が決定します。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>○患者の^{★15}濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止します。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>○引き続き、事業者に対し、従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について配慮するよう要請します。</p>	<p>関係部局</p>
<p>○引き続き、在宅支援事業者等に対し、在宅の障害者や高齢者等に係る、状況に応じた支援措置を行うよう要請します。</p>	<p>健康福祉部</p>

5. 予防接種

＜緊急事態宣言がされていない場合の対応＞

(1) 住民接種の実施

対 応 項 目	所 管
○緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。	健康福祉部 関係部局

(2) 住民接種の留意事項

対 応 項 目	所 管
○県内未発生期・県内発生早期(国内発生早期)の項の＜緊急事態宣言がされていない場合＞(52 ページ)を参照。	健康福祉部

(3) 住民接種の有効性・安全性に係る調査

対 応 項 目	所 管
○あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布します。	健康福祉部

＜緊急事態宣言がされている場合の対応＞

(1) 住民接種の実施

対 応 項 目	所 管
○基本的対処方針を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。	健康福祉部 関係部局

(2) 住民接種の留意事項

対 応 項 目	所 管
○県内未発生期・県内発生早期(国内発生早期)の項の＜緊急事態宣言がされていない場合＞(52 ページ)を参照。	健康福祉部 関係部局

(3) 住民接種の広報・相談

対 応 項 目	所 管
○県内未発生期・県内発生早期(国内発生早期)の項の＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞(54 ページ)を参照。	健康福祉部

6. 医療

(1) 住民への周知

対 応 項 目	所 管
○県が決定する県内感染期の対応について住民に周知します。	健康福祉部 関係部局

(2) 在宅で療養する患者への支援

対 応 項 目	所 管
○関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行います。	健康福祉部 関係部局

(3) 医療体制の確保

対 応 項 目	所 管
《県内感染期の対応》 ○ ^{★18} 帰国者・接触者外来、 ^{★19} 帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザの診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関においても新型インフルエンザの患者の診療を行います。	健康福祉部
○入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知します。	健康福祉部
○国の基本的対処方針に基づき、在宅で療養する患者に対し、医師が電話による診療により新型インフルエンザへの感染の有無について診断ができた場合、医師が ^{★10} ファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行することについて、関係機関及び薬局に周知します。	健康福祉部

(4) 医療機関等への情報提供

対 応 項 目	所 管
○引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。	健康福祉部

(5) 緊急事態宣言がされている場合の措置

対 応 項 目	所 管
○国及び県と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止	健康福祉部 関係部局

及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供します。	
---	--

7. 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 要援護者対策

対 応 項 目	所 管
○新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な要援護者について、本人や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等）を行います。	健康福祉部 関係部局

(2) 遺体の火葬・安置

対 応 項 目	所 管
○引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行います。	市民協働部
○県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施します。	市民協働部
○死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するよう努めます。また、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保します。	市民協働部
○万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めます。	市民協働部

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

(1) 水の安定供給

対 応 項 目	所 管
○水道事業者である高知市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。	関係部局

(2) 生活関連物資等の価格の安定等

対 応 項 目	所 管
○市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。	関係部局
○生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。	関係部局
○生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携して、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じます。	関係部局

(3) 遺体の火葬・安置

対 応 項 目	所 管
○市は、国から県を通じ行われる火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け、対応します。	市民協働部
○市は、国から県を通じ行われる死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、臨時遺体安置所を直ちに確保する旨の要請を受け、対応します。	市民協働部

(4) 要援護者対策

対 応 項 目	所 管
○市は、国及び県から在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応します。	健康福祉部 関係部局

小康期

- ・新型インフルエンザの患者が減少し、低い水準でとどまっている状態をいいます。
- ・大流行はいったん終息している状態をいいます。

【目的】

- 1) 社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備えます。

【対策の考え方】

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、第一波による医療供給体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供します。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、未接種者を対象に^{★17}パンデミックワクチンの接種を進めます。

1. 実施体制

(1) 実施体制

対 応 項 目	所 管
○本県が小康期に入った場合は市民に対して周知します。	全部局
○これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画、マニュアル等の見直しを行います。	防災対策部 健康福祉部 関係部局
○緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに市対策本部を廃止します。	防災対策部 関係部局

2. サーベイランス・情報収集

(1) ^{★9}サーベイランス

対 応 項 目	所 管
○インフルエンザに関する平時の ^{★14} サーベイランスを継続します。	健康福祉部
○再流行を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化します。	健康福祉部 教育委員会

3. 情報提供・共有

(1) 情報提供

対 応 項 目	所 管
○引き続き、市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供します。	関係部局
○市民から相談窓口等に寄せられた問い合わせや関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ情報提供のあり方を評価し、見直しを行います。	関係部局

(2) 情報共有

対 応 項 目	所 管
○県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握します。	関係部局

(3) 相談体制

対 応 項 目	所 管
○状況を見ながら、市等の相談窓口を縮小します。	健康福祉部

4. 予防・まん延防止

(1) 市内での感染拡大防止策

対 応 項 目	所 管
○国の方針や県内・市内の流行状況を踏まえつつ、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の解除について検討を行い、市民、学校、事業者等に周知します。	健康福祉部 教育委員会

5. 予防接種

(1) 住民接種の実施

対 応 項 目	所 管
○流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく接種(新臨時接種)を進めます。	健康福祉部

(2) 住民接種の留意事項

対 応 項 目	所 管
○県内未発生期・県内発生早期(国内発生早期)の項の《緊急事態宣言がされていない場合》(52 ページ)を参照。	健康福祉部

(3) 住民接種の有効性・安全性に係る調査

対 応 項 目	所 管
○あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布します。	健康福祉部

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

(1) 住民接種の実施

対 応 項 目	所 管
○流行の第二波に備え、国及び県と連携し、特措法第 46 条の規定に基づく住民に対する予防接種を進めます。	健康福祉部

(2) 住民接種の留意事項

対 応 項 目	所 管
○県内未発生期・県内発生早期(国内発生早期)の項の<緊急事態宣言がされていない場合>(52 ページ)を参照。	健康福祉部

(3) 住民接種の広報・相談

対 応 項 目	所 管
○県内未発生期・県内発生早期(国内発生早期)の項の<緊急事態宣言がされている場合の措置>(54 ページ)を参照。	健康福祉部

6. 医療

(1) 在宅で療養する患者への支援

対 応 項 目	所 管
○新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行います。	健康福祉部

(2) 医療体制

対 応 項 目	所 管
○県が国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻した場合、関係機関に周知します。	健康福祉部
○市は、社会機能の回復を図り、流行の第二波に備えるため、これまで実施した対策について評価を行い、次期流行に備えた対策を実施します。また、不足している医療資器材の調達及び再配備を行います。	健康福祉部
○市及び県は、新型インフルエンザ等の流行による被害を把握し、分析します。	健康福祉部

(3) ^{★10}抗インフルエンザウイルス薬

対 応 項 目	所 管
○国が作成する、適正な ^{★10} 抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に周知します。	健康福祉部

7. 市民生活及び市民経済の安定の確保

<緊急事態宣言がされている場合>

(1) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

対 応 項 目	所 管
○国、県、指定(地方)公共機関と連携し、地域の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。	関係部局

【用語解説】

★ 1 インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

★ 2 パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

★ 3 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

★ 4 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

★ 5 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

★ 6 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

★ 7 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

★ 8 指定（地方）公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、都道府県の区域を越えて事業を営むもののうち、政令で定めるもの（国が指定するもの）を「指定公共機関」（特措法第2条第6号）といい、都道府県の区域内で事業を営むもののうち、都道府県知事が指定するものを「指定地方公共機関」（特措法第2条第7号）という。

新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について対策を実施する責務を有する。

★ 9 事業継続計画

本行動計画では、新型インフルエンザの発生時において、従業員本人の罹患や家族の罹患などにより、出勤可能な従業員が制約されることが予想される中で、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続や早期復旧を可能とするため、事業者において、あらかじめ、重要業務の選定や従業員の勤務体制など、必要な措置を定めた計画をいう。

★ 10 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

★ 11 臨時の医療施設

新型インフルエンザ等が発生し、国が緊急事態を宣言した場合に、都道府県内の病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合に、都道府県行動計画で定めるところにより、都道府県知事が開設することのできる医療機関（特措法第48条）。

★ 12 致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

★ 13 通所施設等

保育施設、高齢者の短期入所生活介護、通所介護、障害児又は障害者の短期入所、就労移行支援等の日中活動を行う生涯福祉サービス事業所、通所施設（通所授産施設、知的障害児通園施設等）の他、児童館や放課後児童クラブ等。

★ 14 サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾病に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

★ 15 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

★ 16 プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、日本ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

★ 17 パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

★ 18 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

★ 19 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

★ 20 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関，第一種感染症指定医療機関，第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症，二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。高知県内には該当施設はない。
- * 第一種感染症指定医療機関：一類感染症，二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。高知県内では，高知県・高知市病院企業団立高知医療センター（2床）が該当する。
- * 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。高知県内では，高知県・高知市病院企業団立高知医療センター（6床）及び高知県立幡多けんみん病院（3床）が該当する。
- * 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

- ★ 21 個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）
エアロゾル，飛沫などの曝露リスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク，ゴーグル，ガウン，手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング，診察，調査，侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

- ★ 22 指定届出機関
感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症，三類感染症，四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として，都道府県知事が指定したもの。

- ★ 23 学校サーベイランス
学校でのインフルエンザ様疾患（発熱と上気道症状，あるいは肺炎を罹患，それによる欠席など，類似の症状を呈するもの）患者の集団発生による休校や学年・学級閉鎖など措置状況を報告してもらい，地域での感染拡大を早期に検知するシステム。

- ★ 24 PCR（Polymerase Chain Reaction：ポリメラーゼ連鎖反応）
DNAを，その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため，病原体の検出検査に汎用されている。インフルエンザウイルス検出の場合は，同ウイルスがRNAウイルスであるため，逆転写酵素（Reverse Transcriptase）を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

- ★ 25 業務継続計画
本行動計画では，新型インフルエンザの発生時において，職員本人の罹患や家族の罹患などにより，出勤可能な職員が制約されることが予想される中で，新型インフルエンザ対策を行いながら県民生活のため最小限必要な行政サービスを継続するとともに，一時的に中断した業務を出来るだけ早期に復旧するため，県や市町村において，あらかじめ，優先すべき業務の選定，必要な人員や資源の確保など，必要な措置を定めた計画をいう。

- ★ 26 指定行政機関
災害対策基本法に基づいて，内閣総理大臣が指定する行政機関。
内閣府，国家公安委員会，警察庁，金融庁，消費者庁，総務省，消防庁，法務省，外務省，財務省，文部科学省，文化庁，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，資源エネルギー庁，中小企業庁，国土交通省，国土地理院，気象庁，海上保安庁，環境省，原子力規制委員会，防衛庁

